

差額地代論研究(II)

— 価値法則と差額地代 —

久留島 陽 三

- 1 問題の所在
- 2 差額地代と市場価値論
 - 〔A〕市場価値論の基本構成
 - 〔I〕市場価値の概念
 - 〔II〕市場価値形成のメカニズム。市場価値と市場価格
 - 〔III〕市場価値論と生産価格論
 - 〔B〕差額地代と市場価値論(以下本号)
- 3 「虚偽の社会的価値」の本質と源泉
 - 〔A〕「虚偽の社会的価値」の本質
 - 〔B〕「虚偽の社会的価値」の源泉
- 4 若干の結論

〔B〕差額地代と市場価値論

ここでの課題は、前項で述べた市場価値論を農産物生産部門にいかにか適用するか、そこにいかなる問題が存在するかを明らかにすることである。

ところで、すでに述べたように、市場価値論ないし市場価値法則に関しては、次の三点が重要な内容をなすことに注目することが必要である。

第1は、同一種類の商品生産部門における個別的価値の市場価値への均等化の問題。

第2は、市場価格の市場価値への均等化の問題。

第3は、個別的利潤率の一般的平均的利潤率への均等化。価値の生産価格への転化、市場価値の市場生産価格への転化の問題。

したがって、以上の三点を中心に、市場価値論の農業生産部門への適用ないし具体化を考察することとする。

この場合に重要な論点は、二つある。

第1点は、以上の市場価値・市場価格・生産価格の三局面の運動を媒介にして、価値規定ないし価値法則がいかに貫徹するか、その内面的関連とメカニズムを明らかにすること。

第2点は、商品の価値が価格と一致する条件を明確にすること、以上の2点である。

第1点についてみれば、すでに述べたように、三つの局面を包含している。

第1、個別的価値の市場価値への均等化。

第2、市場価格の市場価値への均等化。

第3、個別的利潤率の一般的平均的利潤率への均等化。価値の生産価格への転化。

この三者は、相互に内面的関連をもっている。

いうまでもなく、この三者のうちで、第3の局面が前提とされ、その前提の上に第1の局面、最後に第2の局面が展開されなければならない。⁽¹⁾

(1) 拙稿「差額地代論研究(1)」『経済学会雑誌』第8巻第2号、47ページ。なお、この点について、マルクスは次のように述べている。「生産価格は商品価値の均等化から発生するのであって、この均等化というのは、相異なる生産部門で消費されたそれぞれの資本価値の償却後に、総剰余価値を分配——といっても、総剰余価値が個々の生産部門で生みだされ、したがって、それらの生産物に含まれている割合に応じてではなく、投下資本の大きさに比例して分配——することである。かくしてのみ、平均利潤が発生し、また、これを特徴的要素とする商品の生産価格が発生する。競争をとおして、総資本によって生みだされた剰余価値の分配におけるこの均等化を生ぜしめること、および、この均等化のあらゆる障害を克服することは、諸資本のたえざる傾向である。だから、事情はともあれ、商品の価値と生産価格との区別から生ずるのでなく、むしろ一般的・市場規制的・生産価格と、これとは異なる個別的生産価格との区別から生ずるような、そうした超過利潤は、二つの相異なる生産部門の間ではなく各生産部門の内部で生じ、したがって、相異なる諸部門の一般的生産価格、すなわち一般的利潤率には影響しないで、むしろ、価値の生産価格への転形および一般的利潤率を前提する。とはいえこの前提は、以前に論究されたように、相異なる生産部門への社会的総資本のたえず変動する比率的配分に、資本のたえざる移入および移出に、一部面から他面への資本の移転可能性に、要するにこれらの相異なる生産諸部門——社会的総資本の自立的諸部分にとっての、それだけの数の自由にしうる投資場面としての——のあいだでの資本の自由な移動に、立脚する。」(Marx, K. III. S. 810—1. 長谷部訳, (4), 255ページ。向坂訳, 第3巻第2部, 953ページ。

かくして、またこのような三つの局面の価格運動と競争を媒介として、商品の価値が価格として現象するのである。すなわち、資本主義的商品生産社会においては、価値規定ないし価値法則は、この三つの局面、個別的価値の市場価値への均等化、市場価格の市場価値への均等化、個別的利潤率の一般的平均的利潤率への均等化という運動を通じて、自らを貫徹せざるをえないものであり、また現実はこの三局面の運動を媒介して自らを貫徹している。この貫徹形態が、ここで問題にしている市場価値規定ないし市場価値法則なのである。⁽²⁾

次に第2の問題に移ろう。

以上のようなメカニズムにおいて価値と価格との一致する条件は何であろうか。

商品の価値と価格との一致のためには、次のような条件が必要である。

それは第1に、「相異なる諸商品の交換が純粋に偶然的なもの、またはただ臨時的なものではなくなるということ。」

第2に、「商品が双方ではば相互的の欲望に照応する比率的分量で生産されるということ。」

第3に、「販売について語るかぎりでは、契約当事者の一方をして価値以上に売ることを得しめたり、価値以下に売りとばすことを余儀なくさせたりするような自然的または人為的な独占の存しないこと。」⁽³⁾

以上の三点が価値と価格との一致のための必要条件である。

以上の二点を前提として、農業においては、市場価値法則がどのように支配しているかを次に考察しよう。

第1に、農業生産物における生産価格の形成について。⁽⁴⁾

(2) Marx, K. III. S. 711. 長谷部訳, (4), 179ページ。向坂訳, 第3巻第2部, 831ページ。

(3) Marx, K. III. S. 203. 長谷部訳, (3), 50—5ページ。向坂訳, 第3巻第1部, 223ページ。

(4) Marx, Theorien, II. S. 310. 大島・時永訳, (5), 161ページ。

いうまでもなく、農業においても資本によって生産しうる一般的生産諸条件は、利潤率の均等化の過程に入りこむことができるし、この部分にもとづいて平均利潤は計算されうるものである。

したがって、このかぎりにおいて、商品の価値は生産価格への転化がなされているということができる。

このことは、農業が資本主義的生産様式によって支配されていること、したがって、「諸資本の自由な競争、一生産部面から他の生産部面への諸資本の移転可能性、平均利潤の同等な高さ⁽⁵⁾」などのような資本主義的生産様式の諸条件を前提する以上、ある意味において当然のことであろう。

ところで、資本によって生産しえない、しかも独占された生産諸条件、すなわち土地の自然力は、利潤率の均等化の過程に入りえない。

したがって、この部分については、商品の価値の生産価格への転化からまぬかれるような状態にあるものとみなすことができる。しかし、このように「一定の生産部面における資本が、何らかの理由で均等化の過程にまきこまれなくても、なんの変わりもないであろう。

そのばあいには、平均利潤は、社会資本のうち均等化過程に入りこむ部分にもとづいて計算されるであろう⁽⁶⁾」からである。

第2、農産物における市場価値について。

ここで、マルクスは、次のように述べている。「利潤率——利潤の自然率——は農業以外の産業に充用される資本の全体がつくりだす商品全体の価値によって与えられている。すなわち、それは、この価値が、商品にふくまれている不変資本の価値プラス労賃の価値をこえるところの超過分である。かの総資本がつくりだす総剰余価値は、利潤の絶対量を形成する。この絶対量の前貸総資本にたいする比率が、一般的利潤率を決定する。したがって、この一般的利潤率もまた、個々の資本家にとってだけでなく、どの特殊的生産部面における資本にとっても、外部的に与えられたものとして現われる。」(傍点は著者による。)

(5) K. III. S. 662. 長谷部訳, (4), 142ページ。向坂訳, 第3巻第2部, 773ページ。

(6) K. III. S. 199. 長谷部訳, (3), 151ページ。向坂訳, 第3巻第1部, 214ページ。

農産物における市場価値は、この生産部門全体の諸個別的価値の平均値あるいは中位(中等)の個別的価値に均等化されえない。なぜならば、資本によって生産しえない、独占された生産諸条件、すなわち土地の自然力は、均等化されえないからである。つまり、最劣等地以外の土地における生産物の個別的価値には、資本によって生産しえない、独占された、生産諸条件、すなわち土地の自然力が加えられており、したがって、「自然力の不等の労働生産性⁽⁷⁾」が加えられているからである。

この点は、資本によって生産しうる一般的な生産諸条件によって生産される一般の生産物における市場価値形成のメカニズムと大きな差異を示すものである。

一般の生産物の市場価値は、すでに述べたように、諸資本間の競争が自由に行われるかぎりにおいて、一般的には、ある生産部門で生産された諸商品の平均価値あるいはその生産部門の中で、中位の生産諸条件をもつ生産者によって生産され、且つその部門の生産物の大量を占める商品の個別的価値によって規定される。つまり、市場価値は、この生産部門全体の諸個別的価値の平均値あるいは中位的標準的な生産諸条件をもつ生産者によって生産された商品の個別的価値に一致する⁽⁸⁾。

したがって、この一般の生産物においては、市場価格が市場価値と一致していること、およびさきの生産価格の成立を前提するならば、中位の生産諸条件をもつ生産者の個別的生産価格が市場価値と等しくなるであろう。この

(7) 井上晴丸氏は、この点について次のように述べられる。「Aランクの個別的生産価格は、資本に起因する生産条件に関する限りでの標準化の究極として、市場調整的生産価格であり、すなわち市場価値を現わす。だが自然力の不平等な労働生産性への影響のために、市場価値はこの生産部門全体の諸個別的価値の平均値に一致せず、限界地の市場調整的生産価格に一致」とされる。(井上晴丸著作選集第3巻『日本経済の構造と農業Ⅲ』、雄渾社、1972年。258ページ。)なお、保志恂氏も次のように説明される。「資本によって産出されない独占された生産条件＝土地の自然力は均等化に参加しえない。それ故土地条件を計算に入れた個別的価値は、大量平均的土地条件の市場価値に均等化され得ない。」(『再生産論と地代論』『立命館経済学』第22巻第5・6合併号、100ページ。)

(8) この点については、本間要一郎『競争と独占』第2章を参照されたい。

ようにして、市場価値と等しくなった個別的生産価格は、市場調整的生産価格、あるいは市場生産価格となる。

すなわち、「この生産価格は、前に説明されたように、各個の生産的産業家の個別的費用価格によってではなく、その全生産部面における資本の平均条件のもとでその商品が平均的に要費する費用価格によって、規定されている。これはじつは市場生産価格であり、市場価格の諸動揺と区別される平均的市場価格である。商品の価値は、一定分量の商品または個々の商品を生産するために個別的に——一定の個々の生産者にとって——必要な労働時間によって規定されるのではなく、社会的に必要な労働時間によって、すなわち、市場にある同種商品の社会的に必要な総分量を生みだすために社会的生産諸条件の所与の平均のもとで必要な労働時間によって規定されているという、商品の価値の本性がみずからを表示するのは、総じて市場価格の姿態においてであり、詳しくいえば調整的な市場価格または市場生産価格の姿態においてである。」⁽⁹⁾

これに対して、農業生産物においては、市場価値は、最劣等地の生産物の個別的価値または個別生産価格によって規定される。なぜなら、最劣等地に投下されている資本は、他の優等地と「同等分量の資本と労働」⁽¹⁰⁾したがって、資本によって生産しうる一般的な生産諸条件における中位的生産諸条件をもつ資本の投下が前提⁽¹¹⁾されており、且つ一般的平均的利潤率によって規定

(9) K. III. S. 690—1. 長谷部訳, (4), 162~3 ページ。向坂訳, 第3巻第2部, 805—6 ページ。

(10) K. III. S. 699. 長谷部訳, (4), 169ページ。向坂訳, 第3巻第2部, 816ページ。

(11) 井上晴丸氏は、この点について次のように述べられる。「反当に平均的に充用される資本の分量をすべて一定した差額地代の基礎的範式としては、資本の生産物たる限りでの生産条件（これを以下、資本に起因する生産条件と呼ぶことにする）の改良競争が、土地のランクの違いを超えてあらゆる土地での諸個別資本に標準化した状態から出発する。この標準化した状態とは、現存する限りでの最劣等ランクの土地で農産物をその生産価格で製造し得るに必要な一定量をもつ生産条件（資本に起因する生産条件）に標準化した状態にはかならない。この標準化が究極的に進行したあげくに、この現存の時点での自然的豊度の差などが現われるがゆえにのみ、まったくこの差などにもとづいて、Aランクの個別生産価格（これは実はAラ

される平均利潤を実現することができるということを前提としているからである。つまり、最劣等地における生産価格の成立を前提しているからである。

以上のように、農業生産物における市場価値の規定は、「土地とその豊饒度の差等にもとづくのではなく、必然性をもって生産物の交換価値にもとづくところの、一つの社会的行為——社会的に意識されず意図されないで行なわれる行為だとはいえ——⁽¹²⁾である。」

このようにして、農業生産物においては、最劣等地の個別的生産価格が市場調整的⁽¹³⁾生産価格あるいは市場生産価格であり、したがってまた市場価値で

ランク内の諸個別的生産価格の平均化されたものである)とBランクの個別的生産価格(これもBランク内の諸個別的生産価格の平均——以下同様)との間、およびまたAランクのそれとCランクのそれとの間に超過利潤を派生する。」(著作集、前書、288ページ、傍点は著者による。)

また、井上周八氏は、この点について次のように説明される。「農産物の市場価値は最劣等地の生産の平均的個別的価値によって規定される。なぜなら、最劣等地の資本といえども、それは社会的・標準的⁽¹²⁾生産諸条件をもつ平均資本の投下が前提とされており、平均利潤を入手することが前提となっているからである。この資本は工業では平均利潤を入手しており、資本にとっては利潤が目的なので、農業、工業のいずれに資本を投下するかは資本家にとってはどうでもよいのである。もし農業で平均利潤が入手できなければ、資本はそれを引上げる。」(「差額地代の価値的基礎について——久留島陽三教授の著書『地代論研究』によせて——)『立教経済学研究』第28巻第1号、24ページ。)

この両氏の見解は、正当であり、またきわめて重要な指摘だと考えられる。

- (12) K. III. S. 711, 長谷部訳, (4), 179ページ。向坂訳, 第3巻第2部, 831ページ。なお、東井正美氏が、この点について、「最劣等地の農産物たると優等地の農産物たるとを問わず、一般的生産価格で販売するというを明らかにすることによって、土地生産物の市場価値規定も、土地所有の捨象のもとでは、工産物の市場価値の規定とまったく同様に…」(「農産物価格論考——最劣等地の生産価格——)『経済論集』第25巻第2・3・4号, 213ページ)と指摘されていることは、正当である。

また、この点に関して、いわゆる市場価値偏倚説が存在するが、この説に対する批判を含めて、拙著『地代論研究』ミネルヴァ書房、1972年、110—1ページを参照されたい。

- (13) マルクスは、この点について次のように述べている。「何らの地代も生まない最劣等地の生産価格は、つねに調整的市場価格である。」(K. III. S. 709. 長谷部訳, (4), 177ページ, 向坂訳, 第3巻第2部, 828ページ。)

ある。

第3に、農業生産物における市場価格の市場価値への均等化について。

前項で明らかにしたように、農業生産物においては、資本によって生産しえない、独占された土地の自然力（土地条件）が存在するため、市場価値は中位（中等）の土地条件の個別的価値に均等化されえない。なぜならば、この土地の自然力（土地条件）は、均等化に参加しえないからである。

したがって、市場価値は、最劣等地の個別的生産価格によって規定される。

しかし、現実には、農業生産物が市場価値どおりに販売されるためには、市場に供給される商品総量が、社会的欲望によって需要される分量を充足するということが必要である。

つまり、「一商品が市場価値で——すなわちその商品に含まれる社会的必要労働に比例して——販売されるためには、この商品種類の総量に費される社会的労働の総量が、この商品にたいする社会的欲望すなわち支払能力ある社会的欲望の量に照応しなければならない。競争は、市場価格の動揺は、——これは需要供給の比率の動揺に照応する、——たえず、各商品種類に費される労働の総量を右の程度に帰着させようとする⁽¹⁴⁾。」

このような需要と供給との関係において、市場価格は市場価値に均等化される。

そこで、農業生産物における需要と供給の関係を考察する前に、前述した商品の価値と価格との一致する条件を検討しておきたい。

前述したように、「諸商品がたがいに交換されあう価格がその価値にほぼ照応するためには、つぎのこと以外には何も必要でない。(1)、さまざまな商品の交換が、純粋に偶然的なものまたは臨時的にすぎぬものではなくなるこ

(14) K. III. S. 219. 長谷部訳, (3), 166ページ。向坂訳, 第3巻第1部, 237—8ページ。

と。(2), 直接的な商品交換を考察するかぎりでは, これらの商品がいずれもほぼ相互的欲望に照応する比率的分量で生産されること, ——これは販売の相互的経験によってもたらされ, したがって継続的交換そのものの結果として生ずることである。(3), 販売について語るかぎりでは, 自然的または人為的独占によって, 契約当事者の一方が, 価値以上に売ることができたり価値以下に売りとばすことを余儀なくされたりしないこと。偶然的独占というのは購買者または販売者にとって, 需要供給の偶然的状態から生ずる独占のことである。⁽¹⁵⁾」

このような価値と価格の一致する三つの条件は, 農業生産部門において充足されているであろうか。

まず, 当面の資本主義的農業生産においては, 第1と第2の条件は問題にならない。

そこで第3の条件であるが, 特定の例外的な農産物において, 自然的独占にもとづく「本来の独占価格」, すなわち「商品の生産価格によっても価値によっても規定されず, 買手の欲望および支払能力によって規定」⁽¹⁶⁾される価格の形成を別とすれば, 一般的な農業生産物においては, 自由競争の諸条件, したがって第3の条件を前提として考察することが可能である。なぜなら, もともと資本主義的農業生産を想定するということは, 「資本制的生産様式が生産および市民社会のすべての部面を支配するということ, したがってまた, 資本制的生産様式の諸条件——諸資本の自由な競争, 一生産部面から他の生産部面への諸資本の移転可能性, 平均利潤の同等な高さ, などのような——が完全に成熟して現存するということ」⁽¹⁷⁾を含んでいるからである。

以上のような自由競争の条件の下で, 農業生産物が市場価値どおりに販売

(15) K. III. S. 203. 長谷部訳, (3), 154—5 ページ。向坂訳, 第3巻第1部, 219ページ。

(16) K. III. S. 814. 長谷部訳, (4), 257—8 ページ。向坂訳, 第3巻第2部, 956—7 ページ。

(17) K. III. S. 662. 長谷部訳, (4), 142ページ。向坂訳, 第3巻第2部, 773ページ。

されるためには、市場価格はどのように形成されなければならないであろうか。つまり、農業生産物における市場価格の市場価値への均等化はどのようにして行われるのであろうか。

農業生産においては、優等地の有限性に起因する「土地経営（資本主義的な）の独占⁽¹⁸⁾」が存在するために、優等地の生産のみでは農産物に対する全需要（社会的欲望）を充たしえず、全需要を充足するためには、最劣等地の生産（供給）が絶対に必要である。

したがって、農業生産物の市場価格は、中位（中等）の土地条件の市場価値へ均等化することができず、最劣等地の個別的生産価格に均等化される。つまり、農業生産物が市場価値どおりに販売されるためには、最劣等地の個別的生産価格が市場調整的価格とならざるをえない。

差額地代は、このようにして形成された農業生産物の市場調整的価格と優等地の個別的生産価格との差額たる超過利潤が転化したものである。

ここで、後論するところとも関連して留意すべきは、次の点である。

すなわち、差額地代を市場価値規定ないし市場価値法則との関連において考察する場合に、(1)、個別的利潤率の一般的平均的利潤率への均等化。価値の生産価格への転化。(2)、個別的価値の市場価値への均等化。(3)、市場価格の市場価値への均等化、以上の三者を、どのような内的関連において、とくに価値法則との関連で、どのように把握するかという点が、問題解決の鍵を提供するということである。

ところで、差額地代は、前述したように農業生産物の市場価値規定ないし

(18) 優等地を占有する人々は、これを占有していない人々をその土地の利用から排除する。というのは、土地は、まして、優等地は、有限だからである。この土地の占有は、「その占有者の手における独占——資本そのものの生産過程によっては産出されえない、投下資本の生産力増大の条件——を形成する。」(Marx, K. III. S. 696. 長谷部訳, (4), 166ページ。向坂訳, 第3巻第2部, 811ページ。)これをレーニンは、「土地経営（資本主義的な）の独占」と規定している。すなわち「この独占は土地の有限性から出てくるものであり、だからそれはあらゆる資本主義社会で必然的なものである。」(レーニン「農業問題と『マルクス批判家』」全集, 第5巻, 119ページ。)

市場価値法則にもとづいて発生する超過利潤⁽¹⁹⁾が転化したものである。すなわち、「差額地代——そして、これが優等地における唯一の地代である——は各生産部面における一つの同じ市場価値にもとづいて平均的諸条件よりも優良な諸条件のもとで操業する諸資本が生ずるところの超過利潤にほかならず、また、農業においてだけその自然的基礎のために固定化され、そのうえ、この自然的基礎の代表者〔すなわち〕土地所有者のために資本家のポケットに流れこまないで土地所有者のポケットに流れこむところの超過利潤にほかならないのである。⁽²⁰⁾」

したがって、また、「地代(超過利潤)の差額が多かれ少かれ固定化されるということは、農業を工業から区別する。しかし、生産諸条件の平均が市場価値を規定し、そうしてこの平均以下にある生産物の価格を、その価格——またさらには価値——以上に高めるということはけっして土地ではなく、競争に、資本主義的生産に、基づいている。つまり、それは、自然法則ではなく社会的法則⁽²¹⁾なのである。」

この点について、田中菊次氏は、次のような疑問を提起されている。

(19) Marx, Theorien über den Mehrwert. II. S. 233—4. 大島・時永訳, (5), 19—20ページ。ここで、マルクスは、次のように述べている。「この差額地代は単に超過利潤に相当し、この超過利潤は、市場価格またはより正確には市場価値が与えられているばあいに、各産業部門たとえば綿紡績業において、この特定産業部門の平均的諸条件よりも優良な生産諸条件を有するその資本家が得るところのものである。というのは、ある特定生産部面の商品の価値は、個々の商品に費やされる労働量によってではなく、その部面の平均的諸条件のもとで生産されるその商品に費やされる労働量によって規定されるのだからである。ここで製造業と農業とが区別されるのは、ただ、一方では超過利潤が資本家自身のポケットにはいり、他方では土地所有者のポケットにはいるということによってであり、さらに、超過利潤が前者においては流動して定着することなく、時に応じてあれやこれやの資本家によって取得され、絶えずまた解消されてゆくのに、他方、後者においては、それが、土地の多様性という、その持続的な(すくなくともかなり長期間持続する)自然的基礎のために、固定化されるということによってである。」(傍点は著者による。)

(20) a. a. O., S. 235. 大島・時永訳, (5), 22—3ページ。傍点は著者による。

(21) a. a. O., S. 86. 大島・時永訳, (4), 167ページ。傍点は著者による。

「マルクスが、ここで、差額地代は、土地やその豊饒性から直接に生じるものではなく、それは農産物の価格から生じるものである、といている限り問題は無い。しかしながら、つぎの点にかんしては、疑問が提起されなければならない。それは一物が一価をもつという関係は、その一価が、どこにおいて決まるか、いいかえれば、それが如何に規定されるか、ということとは、もともと全く別個の事柄である、という点である。一物が市場で一価をもつというのは、要するに、その一物の供給者たちが、自分のそれをできるだけ高く売ろうとし、その一物の需要者たちがそれをできるだけ安く買おうとする、この両者の力の競合の関係によるものである。それは、確かに、商品価値の規定と無関係なものではない。それは、『価値の社会的性格が自らを貫徹する様式である』場合もふくまれる。しかしながら、それは、すべての一価が必ずしも価値によって規定される、ということではない。現に、一価は、平均的に、その社会的価値、または市場価値、または市場生産価格で、あるいは、限界的に、最悪の、または、最良の生産条件のもとにおける個別的価値または個別的生産価格で、あるいはさらに、それらの上下の限界を越えて、決まりうることもあるのである。

したがって、マルクスが、ここで、一物一価の関係が価値規定の必然的な貫徹であるとし、それによって、農産物価格の限界原理的な決定を、価値によるあるいは市場価値による規定である、としているのは問題である。

農産物の市場価格が、最劣等地の個別的価値（または個別的生産価格）で決まり、それによって差額地代たる超過利潤が生じる、という関係の把握にとっては、農産物が一価をもつという点を指摘しても、直接には、何らの内容的な解明にもならない。けだし、この場合、問題は、明らかに、一物一価のこのような決定の仕方、その特異な場合、それによる超過利潤のこの特異な関係が、いったい何であるか、という本質論的な、あるいは存在論的な問題そのものが課題である、といわなければならないからである。したがって農産物の限界原理的な決定にかんする本来的な課題——それが果して、価値

や市場価値の規定であるか否か、の問題——は、なお、依然として全く未解決のままに残存していることになる。⁽²²⁾」

それならば、なぜ、農産物における市場価格の限界原理的な決定が価値または市場価値の規定によるものとなしえないのであろうか。

この点について田中氏は次のように説明される。

「農産物の市場価格が限界原理的に最劣等地の個別的生産価格で決まり、それによって差額地代たる超過利潤が形成されるのは、つぎのような特異な関係によるものである。農産物にたいする社会（市場）の一定の需要をみたすためには、豊度を異にする種々の土地を耕作しなければならない。ところが、優良な土地が有限であって、その耕作だけでは需要をみたすに充分ではないからである。その需要にたいする供給の不足は、農産物の価格を高騰させる。その事態は、社会（市場）の需要がみたされるまで進行する。そして、需要と供給が一致するところで、農産物の価格は最劣等地の個別的価値（または、個別的生産価格）に一致するわけである。

この事態の特異性は、農産物の一価（市場価格）が、有限な、したがって独占されうる一自然力——この場合、土地の差等的豊饒性——によって制約されている、ということである。これは、土地自然力の独占による農産物の供給の制限であり、この制限が農産物の需要と供給の関係を通じて、農産物の価格をその価値以上に高騰させ、それが最劣等地の耕作を招来する、という関係である。それは、土地自然力の独占による価格の価値以上への高騰であり、一種の独占価格であって、決して、価値または市場価値による規定ではありえない。むしろ、それからの背離の関係である。⁽²³⁾」

つまり、田中氏によれば、「マルクスは、この特異な関係を、ここでも、結局、『同一種類の諸商品には同一価格が支払われる』という一物一価の関

(22) 田中菊次『経済学の生成と地代の論理』未来社、1972年、81—2ページ。傍点は著者による。

(23) 田中、前書、82—3ページ。傍点は久留島。

係のうちに一括し、しかも、それを市場価値の規定に帰属させるという形で処理しているのである。つまり、農産物価格の限界原理的決定を、一物一価という一般的な関係に埋没させているのであって、差額地代の問題を価値または市場価値の一般的な関係のうちに処理している、といえるわけである。⁽²⁴⁾

要するに、田中氏によれば、農産物の市場価格は、土地自然力の独占によって、一種の独占価格を形成しているのであり、決して価値または市場価値によって規定されたものではない。したがって、農産物価格の限界原理的な決定によって発生する差額地代の問題を、価値または市場価値の一般的な関係のうちに処理するのは疑問である、とされるのである。

それならば、このような誤まった理論の根源はどこにあるのであろうか。

田中氏によれば、その根源は、マルクスの競争論における理論的混乱に由来しているとされ、それを次のように説明される。

競争論をとりあげている『資本論』第3巻第10章「競争による一般的利潤率の均等化。市場価格と市場価値。超過利潤」においては、「一方では、競争は資本の内的諸法則の実現にほかならないのであって、競争から内的諸法則をとらえるのは全く方法的な錯誤であり、逆に、資本の内的諸法則から競争がとらえられなければならない。したがって、需給のアンバランスによる価格の動揺は、あくまでも市場価値からの市場価格の背離という競争的現象としてとらえなければならない、という見地が示されている。ところが、他方では、需給のアンバランスという市場の異常な場合に、最良または最悪の生産条件のもとにおける商品が市場価値を規定するという見地がとられているわけである。⁽²⁵⁾」

しかし、マルクスの、「このような見地——需給のアンバランスの場合には、最良または最悪の条件下の商品がつねに市場価値を規定するという見地——は、価値、市場価値、市場価格、需要と供給、総じて、同一部門内の競

(24) 田中、前書、83ページ。傍点は久留島。

(25) 田中、前書、88—9ページ。

争についての彼のこのような理論的曖昧、混乱、さらに、誤謬に基づいているといえる。そして、それは、ほんらい、これらの問題についての本質論的な把握——競争は資本の内的本性を実現するにすぎず、競争から資本の内的諸法則をとらえるのはまったく誤りであり、逆に、資本の内的諸法則から競争がとらえられねばならない、という把握——によって、始めて解決されるものといわなければならない。」

したがって、田中氏によれば、「マルクスの差額地代論における問題は、もともと、価値、市場価値、市場価格、需要と供給、総じて同一部門内における競争についての上述の理論的な混乱ないし誤謬に、その根源がある⁽²⁶⁾」と考えられる。

以上、要するに、田中氏の見解によれば、「農産物価格が限界原理的に最劣等地の個別的生産価格に決まるというのは、有限な土地自然力——この場合、土地の差等的豊饒性——の独占にもとづいた、需要にたいする供給の独占によるものである。農産物にたいする社会的需要をみたすためには、豊度を異にする諸種の土地が耕作されなければならない。優良な土地が有限であって、その耕作だけでは需要を充足しえないからである。需要にたいする供給の不足は農産物の価格を高騰させ、その過程は、社会の需要が充足されるまで進行する。そして、需要と供給が一致するところで、農産物の価格は最劣等地の個別的価値または個別的生産価格と一致するわけである。

これは、土地自然力の独占による価格の高騰であり、その価格は、価値または市場価値からの背離である。マルクスが『虚偽の社会的価値』といい、『社会が土地生産物にたいしてより高価に支払う』関係としているゆえんである。これが差額地代を実現する農産物価格の特異な関係であり、農産物にかんする需要と供給の特異な事態である。⁽²⁷⁾

ところが、マルクスは、農産物の需要と供給、市場価格の決定における、

(26) 田中、前書、92—3ページ。傍点は著者による。

(27) 田中、前書、94ページ。傍点は著者による。

このような特異な関係を、「市場価値による規定である」としているのである。これは、「農産物にかんする競争の関係を資本の内的諸法則——この場合、価値または市場価値の規定——にすりかえることにほかならない。」

このような処理と方法とにおける混乱ないし誤謬は、その原因を、市場価値と市場価格に関する上述の理論的混乱ないし誤謬にもとめることができる。すなわち、「需要と供給の関係が商品価値ないし市場価値の諸法則を規定するという見地、需給のアンバランスという市場の異常な場合に、最良または最悪の条件下のものが市場価値を規定するという把握、総じて、同一部門内における競争についての本質論的な見地の一貫の展開の欠如が、農産物価格の限界原理的決定を市場価値による規定である、とする把握を許すにいたった、としなければならない。……

それは、もともと本質論的に解明さるべき問題を競争の表面的現象のうちに埋没させることであり、そのような混乱のうちに、競争の表面的現象が本質の規定である、というように顛倒的な形でとらえることである。いいかえれば、資本の一般的な関係と現実の競争的現象との混同であり、さらに、或る競争的な現象を資本一般の関係にすりかえることである。⁽²⁸⁾

田中氏の見解は、要するに、農産物の市場価格が需要供給関係において供給独占による一種の独占価格であって、決して価値ないし市場価値規定によるものではないとされるものである。

たしかに、農産物の市場価格は、最劣等地の個別的生産価格によって規定され、その意味において、中位の生産諸条件の個別的生産価格によって規定される一般の工業生産物の場合と異なり、一種の独占価格の形態をとっているように見える。しかし、だからといって、このような農産物の価格形成を価値ないし市場価値規定および市場価値法則で説明することがなぜ誤謬なのであろうか。

田中氏によれば、農産物の市場価格の形成は、農産物の需要と供給の関係

(28) 田中、前書、94—5 ページ。

における一種の供給制限という特異な関係によって説明されるべきものであって、資本の内的諸法則、すなわち、価値または市場価値の規定によって説明することはできない。したがって、農産物の市場価格の形成を価値ないし市場価値規定および市場価値法則によって説明するのは、資本の一般的関係と現実の競争的現象とを混同するものであり、さらに現実の競争的現象を資本一般の関係にすりかえることを意味するのであって、明らかに理論的に誤りであるといわざるをえない。

しかし、はたして、そうであろうか。

すでに述べたように、市場価値規定ないし市場価値法則は、すぐれて競争的現象を説明する概念であり、単なる資本の内的法則ではない。そればかりでなく、商品の価値規定は、資本主義社会では市場価値規定ないし市場価値法則によってのみ自らを貫徹させうるのである。すなわち、価値論の抽象的段階では、個々の商品の価値が社会的必要労働時間によって規定されるとされた価値規定は、市場にある一定生産部門の商品大量が存在している段階、つまり競争の支配している具体的段階では市場価値規定として自己を貫徹することとなる。つまり、市場価値は、同一生産部門内における「競争——一部は資本家たち相互間の、一部は商品の買い手と資本家とのあいだ、および商品の買い手たち相互間の、競争——」が作用して、さまざまな個別的価値が同一の等しい、いわば共通の一般的価値ないし社会的価値に均等化されたものである。

したがって、市場価値規定ないし市場価値法則は、競争的現象を説明するものとして有効な理論とすることができる。

ただ、農産物の市場価値は、資本によって生産しえない、独占されうる土地の自然力（土地条件）が個別的価値の社会的価値への均等化に参加しえないため、これを除いた、資本によって生産しうる一般的生産諸条件の均等化によって、したがって最劣等地の個別的価値または個別生産価格によって規定される。

つぎに、農産物が市場価値どおりに販売されるためには、田中氏もいわれるように、最劣等地の個別的生産価格が市場調整的価格とならざるをえない。

しかし、このように農産物の市場価格が最劣等地の個別的生産価格によって規定されるということは、まさに市場価値規定ないし市場価値法則の貫徹を示すものである。したがってまた農産物においては、価値規定ないし価値法則の貫徹をも示すものであるといえる。

したがって、農産物の市場価格は、「価値または市場価値の規定」によって始めて理論的な説明ができるものである。

それ故に、田中氏の見解は、市場価値規定ないし市場価値法則に対する誤解ないし無理解を示されているように思われる。

3 「虚偽の社会的価値」の本質と源泉

〔A〕「虚偽の社会的価値」の本質

前項で述べたように、農業生産物においては、優等地の有限性に起因する「土地経営の独占」が支配しているために、市場調整的生産価格あるいは市場生産価格（したがってまた市場価値）は、最劣等地の個別的生産価格によって規定される。

その結果、生産物量の市場価値がつねに総生産価格を超えるという事態が生じる。つまり、農産物は総生産価格よりも高い価格で販売される。

ここから、総市場価値と総生産価格との差額として、いわゆる「虚偽の社会的価値」が発生するのである。

この「虚偽の社会的価値」の本質を明らかにするためには、これが発生するメカニズムを明確に把握することが必要である。

ところで、さきに述べたように、農産物の市場調整的生産価格または市場生産価格（したがってまた市場価値）が最劣等地の個別的生産価格によって規定されるとするならば、優等地には超過利潤が発生する。この優等地に発生する超過利潤は、前に述べたように、「資本および労働そのもの⁽¹⁾」から発

(1) K. III. S. 695, 長谷部訳, (4), 166ページ。向坂訳, 第3巻第2部, 81ページ。

生するのではなく、資本に合体させられた、独占されうる自然力(土地条件)の充用から発生したものである。

このような事情の下では、超過利潤は差額地代に転化する。

ところで、この超過利潤が、「あらゆる正常的な超過利潤」と区別されるところは、次の点にある。すなわち、前者が、「土地の多様性という、その持続的な(すくなくともかなり長期間持続する)自然的基礎のために、固定化」されるものであるのに対し、後者は、「資本および労働そのもの」、——「充用資本の大きいさの差異からか、資本のより合目的的な充用からかをとわず」——から発生するのであって、「およそ、同じ生産部面における資本が同じ様式で投下されることを妨げるものは絶対的に何もない。それどころか、諸資本間の競争は、これらの区別をますます均等化させようとする。社会的に必要な労働時間による価値の規定は、商品の低廉化と、同じ有利な諸関係のもとで商品を生産すべき強制とにおいて、みずから貫徹する。⁽²⁾」したがって、この超過利潤は、「流動して定着することなく、時に応じてあれやこれやの資本家によって取得され、絶えずまた解消されてゆく⁽³⁾」ものである。

この両者の区別のなかにこそ「虚偽の社会的価値」の本質に関する問題を解く鍵が与えられているのである。

まず、第1に、差額地代たるべき超過利潤は、価値の実体的基礎たる労働の支出を欠如⁽⁴⁾していることを示すものである。なぜならば、この超過利潤は「資本および労働そのもの」から発生したのではなく、資本に合体させら

(2) K. III. S. 695. 長谷部訳(4), 166ページ。向坂訳, 第3巻第2部, 810ページ。傍点は、久留島。

(3) Marx, Theorien. II. S. 234. 大島・時永訳, (5), 19—20ページ。

(4) この点については、鈴木鴻一郎氏の、すぐれた研究によって明らかにされている。(『地代論論争』勁草書房, 1952年, 23—4ページ。)ただ、鈴木氏が、「虚偽の社会的価値」の本質は、差額地代の『一般的性質』の取扱われている第38章『差額地代・概説』で、しかも、この章でのみ説明されると考えられていることには、なお、疑問が残る。この点については、大内力氏の批判と問題提示を参照されたい。(大内力『地代と土地所有』東京大学出版会, 1958年。)

れた、独占されうる自然力（土地条件）の充用から発生したものであるからである。

したがって、もし、差額地代たるべき超過利潤が、価値の実体的基礎たる労働の支出を含むものとするならば、この部分は、価値の生産価格への転化、したがって、利潤率の均等化に入りこまざるをえない。

したがってまた、この場合には、総市場価値と総生産価格の一致したところで、価値法則を貫徹させることにならざるをえない。つまり、正常的な超過利潤と何ら異なるところはないであろう。

それ故に、この差額地代たるべき超過利潤は、価値の実体的基礎たる労働の支出を欠如した社会的価値だということができる。

この点について、新しい視点から、きわめて重要な見解を提示された大内力氏の、いわゆる「空費」説を考察しておかなければならない。

大内氏によれば、「虚偽の社会的価値」は、「たんなる価値をこえる価格の水準であり、したがってそのいみするところはたんなる剰余価値の再分配」の問題ではなく、その水準からみれば、「虚偽」でもない。なぜなら、それは社会的価値ないし市場価値として規定されたものだからである。すなわち、「ここでは市場価値法則は十全のいみで自己を貫徹しているのであり農産物の社会的な再生産に必要とされる労働量によって、この価値水準は規定されているのだからである」。

しかし、「虚偽の社会的価値」の内実という点からみれば、「価値としての内実を与えられえないのであり、社会的にはひとつの空費⁽⁵⁾として負担されなければならないものになるのである。」「虚偽の社会的価値」の「虚偽」とは、このように「価値としての内実」を与えられえないことを意味する。

(5) この点について、白川氏は、次のように疑問を提示される。一般に、空費といわれる場合は「同じく投下された労働なり費用についてである。これに対して特別剰余価値や差額地代は市場価値の法則によって規定されるもので、それを費用なり空費というるか否か、若干の疑問が残る。」（白川清、『価値法則と地代』御茶の水書房、1960年、83ページ）。

それならば、なぜ、「価値としての内実」を与えないのであろうか。大内氏によれば、この差額地代たるべき超過利潤は、「如何なる社会にも必要とせられる改良費に基くも⁽⁶⁾」ではないからである。すなわち、「それは農業の生産力の発展とはいっさい関係ないのであり、強いていえば農業生産力が発展しないところから生じているのである。したがってそれは、ただほんらい自然的な差異のあるうえに、資本が平等な条件をつくりだそうとしてつくりだすものにすぎないのであり、資本主義にのみ固有のものというべきもの⁽⁷⁾」だからである。

たしかに、大内氏が主張されるように、差額地代たるべき超過利潤は、「農業の生産力の発展とはいっさい関係ないので、強いていえば農業生産力が発展しないところから生じている」のであり、したがって、「社会的にはひとつの空費」のように思われる。

しかし、「虚偽の社会的価値」に対して、「価値としての内実」を与えられないものとするならば、他方で、それが市場価値によって規定されるとされているのであるから、市場価値の総計は、個別的生産価格の総計よりも大きくならざるをえない。そうであるならば、氏の立脚される価値法則はこの場合、どのように貫徹するものと考えればいいのか。

ここで、価値法則を貫こうとすれば、いわゆる「強められた労働」で説明しないかぎり、社会的総生産の枠組みの中で、すなわち、総価値＝総生産価格、総剰余価値＝総利潤という総量における一致の中で考えざるをえないように思われる。

大内氏は、この点について、「差額地代の内実は、社会全体の剰余価値からの控除によって成るといふ説明は、あるいみでは正当である。」⁽⁸⁾としておられるのであるから、基本的に社会的総生産の枠の中で考えられているよう

(6) 宇野弘蔵『経済原論』上、126ページ。

(7) 大内、前書、48ページ。

(8) 大内、前書、46ページ。

に思われる。だとすれば、価値法則との関連でさらに立ち入った説明が必要のように考えられる。

第2に、価値の実体的基礎たる労働の支出を欠如しているにもかかわらず、なぜ、社会的価値なのであろうか。

この問題を解く鍵は、農産物における価値と市場価値との関連を明確にすることにある。

すでに前項で述べたように、農産物が価値どおりに販売されるためには、相異なる個別的諸価値が、一つの同等な市場価値に均等化されなければならない。しかし、農産物の市場価値は、資本によって生産しえない生産条件＝土地の自然力を合体した生産であるため、中等地の個別的価値によって規定されえず、最劣等地の個別的価値あるいは個別的生産価格によって規定される。

次に、農産物が市場価値どおりに販売されるためには、「土地経営の独占」のため、市場価格は、最劣等地の個別的生産価格と等しくなければならない。

したがって、「土地経営の独占」が支配している農業生産において、農産物が価値どおりに販売されるためには、市場価格、したがってまた市場価値が最劣等地の個別的生産価格によって規定されることが必要である。

また、このような市場価格、したがってまた市場価値の形成をとおしてのみ、農業生産物における価値法則が自らを貫徹することができるのである。すなわち、「同一種類の諸商品にとっての市場価格の同一性は、資本制的生産様式の――また総じて、個々人のあいだの商品交換にもとづく生産の――基礎上で価値の社会的性格がみずから貫徹する様式である。」⁽⁹⁾

かくして、農産物においては、価値の実体的基礎たる労働を欠如した、「虚偽の社会的価値」が発生するのである。

したがって、また農産物は、それに含まれている現実的労働時間以上に評価されることになるのである。

(9) K. III. S. 712. 長谷部訳, (4), 179ページ, 向坂訳, 第3巻第2部, 832ページ。

しかし、「生産諸条件の平均が市場価値を規定し、そうしてこの平均以下にある生産物の価格を、その価格——またさらには価値——以上に高めるといふことは、けっして土地にではなく、競争に、資本主義的生産に、基づいている。つまり、それは、自然法則ではなく社会的法則なのである。」⁽¹⁰⁾

〔B〕「虚偽の社会的価値」の源泉

前項において、われわれは、「虚偽の社会的価値」の本質を考察してきたが、次に、その源泉を明らかにすることによって「虚偽の社会的価値」、したがってまた差額地代に関する核心的な問題を分析していきたいと考える。

この問題を解く鍵は、「虚偽の社会的価値」の源泉部分を価値法則との関連で明らかにすることにある。

この点について、マルクスは、「消費者として考察された社会が土地生産物に対して余りに多く支払うもの——これは土地生産〔物〕での社会の労働時間の実現のマイナスをなす——が、いまや、社会の一部分たる土地所有者たちにとってのプラスをなす。」⁽¹⁾と述べているが、ここで問題なのは、「消費者として考察された社会」の内容である。

すでに前項で述べたように、「虚偽の社会的価値」は、農業生産物量の市場価値と総生産価格との差額部分であり、したがって、農産物の市場価値が優等地の個別的価値または個別的生産価格以上に高く評価されていることから発生したものである。

だとすれば、この「虚偽の社会的価値」部分は、その源泉を、(1)、農業内部に求めるべきものか、それとも、(2)、消費者として考察された社会全体に求めるべきものか、その何れかであろう。

ところが、前項で述べたように、「虚偽の社会的価値」部分は、資本によ

(10) Theorien. II. S. 86. 大島・時永訳, (4), 167ページ。傍点は著者による。

(1) K. III. S. 712. 長谷部訳, (4), 179ページ。向坂訳, 第3巻第2部, 832ページ。

って生産しえない，独占されうる生産諸条件＝土地の自然力の資本による充
用から発生するものであった。

したがって、「虚偽の社会的価値」の源泉を農業内部に求めることはでき
ない。

それ故に，その源泉は，消費者として考察された社会全体に求めるべきで
あろう。

もし，農産物の消費形態を，「資本家の生産的消費，及び個人的消費，労
働者の個人的消費等」と仮定し，「生産的消費，労働者の個人的消費が価値
どおりに支払われる⁽²⁾」ものとすれば，「虚偽の社会的価値」すなわち，差額
地代分は，社会的剰余価値の総体が負担することになる。その源泉は，した
がって，社会的剰余価値の総体に求めるべきものである。

すなわち，資本制的社会においては，これを全体として考察するならば，
ここで生産された剰余価値は，まず，「資本家たちのあいだで，社会的資本の
うち各資本家に属する持分に比例する配当として分配される。」この場合，
剰余価値は，平均利潤として現象し，この平均利潤は，さらに，企業者利得
と利子とに分裂して，様々な種類の資本家たちに帰属するであろう。しかし，
資本による剰余価値の，このような取得および分配は，土地所有によって制
限をうけることになる。すなわち，「機能資本家が労働者から剰余労働を
——したがって利潤の形態のもとで剰余価値および剰余生産物を——汲みだ
すのと同じように，土地所有者はふたたび資本家から，地代の形態のもとで
以前に展開された諸法則にしたがい，この剰余価値または剰余生産物の一部
分も汲みだす」のである。

したがって，われわれがここで，「剰余価値のうち，資本に帰属する分前
としての利潤を云々するばあいには，われわれは，総利潤（その分量におい
ては総剰余価値と同一）からの地代の控除によってすでに制限されている平
均利潤（＝企業者利得プラス利子）を意味するのであり，地代の控除が前提

(2) 保志，前稿，102ページ。

されている。

だから、資本利潤（企業者利得プラス利子）と地代とは、剰余価値の特殊な二成分、剰余価値が資本に帰属するか土地所有に帰属するかによって区別される二つの範疇、二つの項目——といっても、その本質においては何らの相違もない——にはかならない。この二つの合計は、社会的剰余価値の総和をなす。⁽³⁾」

しかしながら、このように、差額地代たるべき「虚偽の社会的価値」が、その源泉を社会的剰余価値の一部に求めることができるということは、決して価値規定およびその法則そのものを変化させるものではない。なぜならば、このことによって、「剰余価値そのものを、および、これらの相異なる価格成分の源泉としての商品の総価値を、止揚するものではない」⁽⁴⁾からである。

要するに、価値規定および価値法則は、資本主義社会においては、総価値＝総生産価格、総剰余価値＝総利潤という総量における一致ないし枠組みのなかで自らを貫徹するものである。

この点について、井上周八氏は、最近の論文の中で、差額地代たるべき超過利潤が、「豊度によって強められた労働」⁽⁵⁾の結果であると説明されている。

しかし、もし、この超過利潤に価値の基礎があるとするならば、市場価値の総計と個別的価値（＝個別的生産価格）の総計における不一致を価値法則にもとづいて、いかに説明されるべきであろうか。

このためには、さらに、立ち入った説明が必要と思われる。

4 若干の結論

従来から地代論、とくに差額地代論に関する研究史上で、最大の論争点は、

(3) K. III. S. 874. 長谷部訳, (4), 303ページ。

(4) K. III. S. 901. 長谷部訳, (4), 323ページ。向坂訳, 第3巻第2部, 1056ページ。

(5) 井上周八, 前稿, 31ページ。

いわゆる「虚偽の社会的価値」の理解に関するものである。この点については、多くの見解が提示され、現在なお論争がつけられ、必ずしも決着がつけられていないように思われる。⁽¹⁾

ところで、「虚偽の社会的価値」に関する論点も多いのであるが、最も重要な点は、第1に、「虚偽の社会的価値」の本質規定に関連して「虚偽の社会的価値」と市場価値法則との関連の問題、第2に、「虚偽の社会的価値」の源泉に関して、それと価値法則との関連の問題、以上の二点である。

第1の論点については、市場価値論をどう理解するかという問題につきるのであろう。しかし、この市場価値論は、『資本論』第3巻第10章で展開され、最も難解な点とされているところである。

ところで、価値・価格体系の完成形態としての市場価値論には、さらに次の三つの論点があるように思われる。

第1は、市場価値の本質ならびに市場価値形成のメカニズムに関する問題である。すなわち、同一生産部門内部においては、同一種類の諸商品の生産者相互間の競争によって、それぞれ違った生産諸条件のもとで生産される諸商品の相異なる個別的諸価値が、一つの同等な市場価値に均等化されるという問題である。

この点について、結論的にいえば、中位的生産条件のもとで生産される商品大量の個別的価値が市場価値を規定する正常な組合せの場合と、優良ならびに劣等な生産条件のもとで生産される商品大量の個別的価値が市場価値を規定する異常な組合せの場合が考えられるが、完全な競争の条件下では、究極的に異常な組合せも正常な組合せの場合に落ちついていく傾向がある。したがって、市場価値は、一般的に中位的大量商品の個別的価値によって規定される。

第2は、市場価格の市場価値への均等化の問題である。

(1) たとえば、最近刊行された、日本経済学会連合編『経済学の動向』上巻、東洋経済新報社、1974年、第8章「地代論」を参照されたい。

第3は、個別的利潤の一般的平均的利潤率への均等化。価値の生産価格への転化。市場価値の市場生産価格への転化の問題である。

市場価値法則は、以上三つの均等化、すなわち、個別的価値の市場価値への均等化、市場価格の市場価値への均等化、および個別的利潤率の一般的平均的利潤率への均等化という運動を通じて、価値規定を自ら貫徹させてゆくメカニズムであるといえることができる。

ところで、「土地経営の独占」の支配する農産物においては、この市場価値法則はいかに貫徹するものであろうか。

第1に、資本によって生産しうる一般的生産条件は、一般的利潤率への均等化を貫き、したがって、生産価格を形成することができる。

第2に、「土地経営の独占」が支配しているために、農産物の市場価値は中等地の個別的価値に均等化することができず、最劣等地の個別的価値または個別的生産価格に均等化する。

第3に、農産物が市場価値どおりに販売されるためには、さきの「土地経営の独占」の支配下では、市場価格が最劣等地の個別的生産価格によって規定されなければならない。

以上によって、農産物の市場価格、したがってまた市場価値は最劣等地の個別的生産価格によって規定される。

いわゆる「虚偽の社会的価値」とされる差額地代は、このような農産物の市場価値法則によって生みだされたものである。すなわち、この市場価値法則によって、生産物量の市場価値はつねに総生産価格を超えるという事態が生まれる。その結果、この差額分に相当する超過利潤が生じ、これが差額地代に転化するのである。

この差額地代に転化すべき超過利潤は、「あらゆる正常の形態」の超過利潤と区別されて、価値の実体的基礎たる労働の支出を欠如した、そしてその意味で「虚偽」の市場価値部分、すなわち「虚偽の社会的価値」である。なぜなら、この超過利潤は、「資本および労働そのもの」から発生するのでな

く、資本に合体させられた、独占されうる自然力（土地条件）の充用から発生したものである。

第2の論点については、「虚偽の社会的価値」、したがって差額地代の源泉は、「社会的剰余価値の総和」部分である。すなわち、「社会的剰余価値」の一部が農産物における市場価値法則を媒介にして、農業内部で差額地代に転化したものである。

すなわち、「機能資本家が労働者から剰余労働を——したがって利潤の形態のもとで剰余価値および剰余生産物を——汲みだすのと同じように、土地所有者はふたたび資本家から、地代の形態のもとで、以前に展開された諸法則にしたがい、この剰余価値または剰余生産物の一部分を汲みだす」のである。

したがって、「資本利潤（企業者利得プラス利子）と地代とは、剰余価値の特殊的な二成分、剰余価値が資本に帰属するか土地所有に帰属するかによって区別される二つの範疇、二つの項目——といっても、その本質においては何らの相違もない——にはかならない。この二つの合計は、社会的剰余価値の総和をなす。⁽²⁾」

このように、「虚偽の社会的価値」したがってまた差額地代の源泉が「社会的剰余価値の総和」であるからといって、このことは、決して価値規定およびその法則そのものを変化させるものではない。というのは、この「社会的剰余価値の総和」そのものは、それらの源泉としては商品の総価値を止揚するものではなく、この商品の総価値そのものは、価値規定およびその法則によって規制され、枠づけがなされているからである。

したがって、価値規定およびその法則は、資本主義社会においては、総価値＝総生産価格、総剰余価値＝総利潤という総量における一致ないし枠組みの中で自らを貫徹するものと考えらるべきである。

(2) K. III. S. 874. 長谷部訳, (4), 303ページ。向坂訳, 第3巻第2部, 1025ページ。